

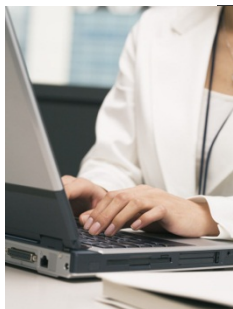
FMCだより

先日、気持ちよさそうに風に吹かれる、こいのぼりを見ました。
昔に比べると、こいのぼりを見かけることも少なくなった気がしますが、
気のせいでしょうか？
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせ
ください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830



日割り計算による給与の未払計上

登場人物
M社 経理部 まい
M社の 顧問税理士 顧問税理士

てへぺろ

未払給与の金額、間違っていないか。多いと思いませんか？

え、何度も電卓たたいてますけど？

はい

顧問税理士

給与一覽

ちゃんと、この合計額で計算しました。

合計額!?

はい

顧問税理士

給与一覽

役員給与とは含めないようにと念押ししたはずですが...

ええっ。

はい

顧問税理士

給与一覽

てへぺろ(・ωく)

って、ご存知でない？

はい

顧問税理士

給与一覽

知ってますか。

決算期が到来すると、たな卸しや未収、未払など、決算を確定するための必要項目を洗い出すことになります。例えば、未払の給与がどうか確認をします。この場合の未払とは、どのようなものを指すのでしょうか。給与の支払時期が過ぎても支払が行われていないものは、未払といえるでしょう。それでは、給与の計算期間の途中で決算期が到来した場合はどうでしょうか。

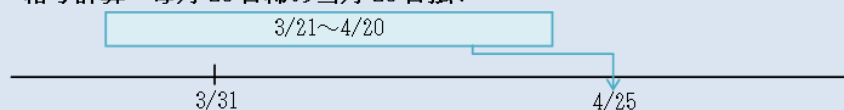
未払給与の計上

給与の計算期間の途中で決算期が到来した場合は、債務は確定していないものの労働は行われています。そのため、すでに行われた労働部分は未払として認識する必要があります。具体的な勘定科目は『未払費用』として計上します。

具体例を用いて、一緒に考えてみましょう。

例. 3月末決算の会社

給与計算：毎月 20 日締め当月 25 日払い



4月25日払いの給与は3月末日において給与計算期間が終了していないため、債務は確定していません。しかし、3月21日から3月31日までの労働はすでに行われているため、費用が発生していると考えられます。したがって、この部分は未払費用として取り扱います。具体的には、4月25日払いの給与のうち、3月21日から3月31日までに相当する部分を未払費用とするために日割り計算をし、次の仕訳をおこします。

(借方)		(貸方)	
給料手当	×××	未払費用	×××

役員給与に係る日割り計算

ここで、注意すべき点があります。

未払費用として計上するために日割り計算をするのは、あくまでも従業員に対する給与のみです。役員給与は日割り計算をしません。理由は両者の契約形態の違いにあります。従業員は会社との雇用契約（労働契約）であるのに対し、役員は会社との包括的な委任契約です（会社法330）。委任契約は、原則として後払いとされていることから、一般に日割り計算はなじまないと考えられています（民法648②）。そのため、日割り計算の特約がある場合を除き、未払給与の日割り計算上、役員給与分は除外する必要があります。



自動車税を納める時期です

5月は、自動車税（軽自動車税を除く）を納める時期です。今回は、この自動車税についてお届けしたいと思います。

自動車税とは

自動車税とは、その年の4月1日現在保有している自動車（軽自動車を除く）に対して、各都道府県が課す地方税です。

税額は、自動車の種類や排気量、用途によって定められています。納税方法は、都道府県から送付される納税通知書により、都道府県が定めた日（通常は5月末日）までに納めます。納めることにより、納税通知書にある「自動車税納税証明書（継続検査用）」に収納済（領収）印が押されます。この証明書がないと車検の際に新しい車検証の交付を受けることができません。車検の際に必要な書類として紛失しないように、車検証と一緒に保管しておく方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

自動車税の税額 軽課と重課

自動車税の税額は、先述の通り、自動車の種類や排気量、用途によって異なりますが、さらに登録年度や種類によって、自動車税の負担が軽くなる（軽課）場合や逆に負担が重くなる（重課）場合があります。これは「グリーン化税制」と呼ばれる制度による措置です。

1. 自動車税が軽課される場合

環境配慮がされた新車を新規登録した場合に、登録年度の翌年度1年度間のみ、自動車税が軽課されます。この場合の環境配慮がされた新車とは、電気自動車などの低公害車や一定の軽減基準をクリアした、まだ登録したことのない新しい自動車を指し、該当すれば通常の自動車税の半額程度になります。一度きりの措置ですから、前年度に軽課されていた場合には、今年度は軽課対象とはならない点に注意しましょう。

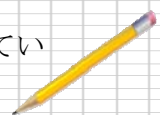
平成24年度の自動車税であれば、平成23年度中（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間）に新規登録した自動車が軽課対象となります。

2. 自動車税が重課される場合

新車の新規登録から一定期間を経過したディーゼル車やガソリン車・LPG車は、通常の自動車税に10%程度上乗せされます。（低公害車、一般乗合用バス、被けん引車等は除かれます。）こちらは軽課措置と異なり、一度きりの措置ではありません。一定期間経過後は、毎年重課されます。

ただし、都道府県によっては一定期間経過したとしても、申請することにより重課分を減免してもらえる場合があります。登録している都道府県に確認をとり、減免可能な場合には、申請手続きを忘れないようにしたいものです。

なお、自動車税に関する情報は、各都道府県のホームページ上に詳しく掲載されています。一度、ホームページ上でも確認してみましょう。





労務情報

企業のグローバル化で 注目される社会保障協定とは

近年、円高などの社会的背景や海外新興国市場の成長に伴い、日系企業の海外進出が活発に行われており、従業員を海外で勤務させるケースが増加しています。また、外国人労働者を積極的に雇い入れる企業も出てきており、今後もその動きは加速していくと思われます。このようなケースでは、年金の二重加入などの問題が生じており、これを解決し、諸外国との人の行き来を円滑化するために、社会保障協定の締結が進められています。今回はこの社会保障協定の概要を確認しておきましょう。

1. 海外勤務者や外国人労働者を雇い入れた際に発生する2つの問題

①年金制度への二重加入の問題

従業員を海外勤務させ、あるいは外国人労働者を雇い入れた場合で、制度の加入要件を満たした場合には、その期間中について日本と相手国の年金制度に双方で加入することが必要となります。その結果、両制度で二重に保険料を負担することになります。

②年金受給資格と保険料負担の問題

老齢年金を受給するためには、通常、日本においても外国の年金制度においても一定期間、当該年金制度に加入する必要があります。しかし、短期間海外勤務をさせた場合や外国人労働者を短期間雇用した場合には、その期間だけ年金制度に加入することとなることから、老齢年金を受給するためには加入期間不足となり、支払った保険料が掛け捨てになるという問題が生じます。

2. 社会保障協定とは

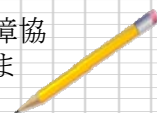
これらの問題を解決するものとして、日本と外国との間で社会保障協定を締結し、いずれかの国の保険料を免除したり、年金の加入期間を通算して年金を受給できるようにしたりしています。なお、この社会保障協定の内容は、国ごとに内容が異なり、年金制度のみの場合や年金制度と医療保険制度の両方の場合もあることから、その内容を確認する必要があります。

平成24年3月1日時点における社会保障協定の締結状況は、下表のとおりです。

社会保障協定発効済	ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル スイス
発効準備中	イタリア(2009年2月協定締結済)
政府間で交渉中	ハンガリー、ルクセンブルク、インド、スウェーデン、中国
予備協議中等	スロバキア、オーストリア、フィリピン

このように社会保障協定が発効されている国は現在14ヶ国ありますが、日系企業の海外進出がもっとも盛んに行われている中国については交渉段階となっています。

従業員を海外勤務させる際、あるいは外国人労働者を雇い入れる際には、社会保障協定を締結している国であるか否かを確認し、その協定内容に応じた対応をしておきましょう。





経営情報

社内の 世代間コミュニケーションを 円滑にするには

新入社員も入社から1ヶ月が経過し、職場になじんでくる頃かと思われます。とはいえ、コミュニケーションが円滑とはいえない企業もあることでしょう。組織の力を最大限発揮するためには、世代を超えた社内の円滑なコミュニケーションが必要となります。

そこで今回は、世代間コミュニケーションの円滑化のために求められる取組をご紹介します。

基本は直接話す機会を増やすこと

厚生労働省の「平成23年版労働経済白書」から、世代間コミュニケーションを円滑に行うためにどのような取組が求められるか、について企業に聞いた回答をまとめると、以下ようになります(※)。

従業員数100人未満の企業と100～300人未満の企業では、「朝礼や打合せなど、対面でのコミュニケーションの機会を増やすこと」が最も求められる取組となりました。次いで「職場内や部門間で勉強会などの場を設け情報共有や意思疎通を図ること」が多くなっています。

300人以上の企業では、「職場内や部門間で勉強会などの場を設け情報共有や意思疎通を図ること」が最も求められる取組で、次いで「朝礼や打合せなど、対面でのコミュニケーションの機会を増やすこと」が多くなっています。300人未満の企業とは順位が逆になりましたが、いずれも直接話す機会を設けたり増やしたりする取組が求められています。

その他では、「若手と幹部をつなぐ中堅の役割を強化すること」という取組も必要だと考えている企業が多いことがわかります(100人未満で3位、100～300人未満と300人以上で4位)。

世代間コミュニケーション円滑化のため求められる取組(複数回答)

企業規模	(単位: %)		
	100人未満	100～300人未満	300人以上
職場内や部門間で勉強会などの場を設け情報共有や意思疎通を図ること	39.3	44.3	47.4
朝礼や打合せなど、対面でのコミュニケーションの機会を増やすこと	44.6	44.9	44.5
若手と幹部をつなぐ中堅の役割を強化すること	36.0	39.0	39.3
職場において上司と定期的な面談の機会を設けること	26.7	37.7	42.4
親睦会など職場外でのコミュニケーションの機会を増やすこと	35.3	41.2	35.1
会社の経営理念や求める人材像を各職場に浸透させること	27.4	23.7	28.9
職場に貢献した社員を評価し、社員の意欲を向上させること	21.6	28.4	24.7
職場でのコミュニケーションのための時間を確保すること	22.1	22.1	24.1
所属する職場外に相談できる機会を設けること	10.6	14.4	16.0
その他	1.1	1.3	1.8

厚生労働省「平成23年版労働経済白書」より作成

円滑なコミュニケーションは組織の活性化にも寄与

職場での世代間コミュニケーションの円滑化は、組織の一体感を醸成するとともに、組織の活性化にも役立つでしょう。そして組織の人間関係もよりよいものとなることでしょう。自社内のコミュニケーションに不安を感じる方は、上記のような取組を参考に取り入れてみては、いかがでしょうか。

(※) 厚生労働省の平成23年版労働経済白書第2章掲載の「入職初期のキャリア形成と世代間コミュニケーションに関する調査」より作成。白書の詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/11/>



医業情報

年齢階級に比例して増加する、糖尿病といわれたことのある人の割合

生活習慣病の一つである糖尿病。厚生労働省によると全国の患者数は、平成19年時点で約2,200万人と推定されています。また厚生労働省が今年1月に発表した調査（※）によると、10年前に比べて、糖尿病といわれたことのある人の割合が男女とも増加しています。

ここでは、30代以上を対象に男女別年齢階級別に糖尿病といわれたことのある人の割合を、10年前と比較したデータをご紹介します。

糖尿病といわれたことのある人の割合が多いのは60代以上

厚生労働省が今年1月に発表した調査から、医療機関や健診で糖尿病といわれたことのある人の割合をまとめると、右表のようになります。

30代以上で糖尿病といわれたことのある人の割合をみると、平成22年は男性が16.1%で12年に比べて2ポイント増えています。女性は8.8%で、12年に比べて1.4ポイント増加しています。男性の方が女性に比べて、糖尿病といわれたことのある人が多いことがわかります。

次に年代別にみると、男性では60代および70歳以上で、糖尿病といわれたことのある人の割合が12年に比べて増えています。特に70歳以上では7.4ポイントも増えています。女性では、40代、60代、70歳以上の年代で12年に比べて糖尿病といわれたことのある人の割合が増えました。男女とも、年齢階級が高くなるにつれて、その割合が増える傾向がみられます。

糖尿病といわれたことのある人の割合（30代以上）

（単位：％、人）

	男性		女性	
	平成12年	平成22年	平成12年	平成22年
総数	14.1 (3,735)	16.1 (3,315)	7.4 (4,417)	8.8 (3,830)
30代	4.5 (664)	4.3 (561)	1.0 (784)	0.6 (620)
40代	10.3 (755)	8.0 (564)	3.1 (873)	3.4 (618)
50代	17.4 (901)	15.1 (602)	7.0 (1,046)	6.7 (682)
60代	20.2 (805)	23.4 (803)	11.4 (842)	13.2 (897)
70歳以上	16.2 (610)	23.6 (785)	14.3 (872)	14.7 (1,013)

厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査結果の概要」より作成
各年代のカッコ内の数字は調査対象数。

12年の数字は医師から糖尿病といわれた人の割合。

早めの受診が肝心です

上記調査によると、糖尿病といわれたことのある人のうち、これまで治療を受けたことのない人の割合が男性で26.3%、女性で23.9%となっています。特に30～40代ではその割合が、男性で42.0%、女性で54.2%と増えています。糖尿病はさまざまな合併症を引き起こす病気です。早めに医療機関に受診することが肝心でしょう。



（※）厚生労働省「平成22年国民健康・栄養調査結果の概要」

平成22年国民生活基礎調査において設定された単位区から層化無作為抽出した300単位区内の世帯および世帯員で、平成22年11月1日現在で満1歳以上の者を対象とした調査です。調査実施世帯は3,684世帯となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000020qbb.html>

夏に向けての準備が始まる時期です。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

2012年5月

お仕事備忘録

- 1. 住民税の改定対応
- 2. 自動車税の納付
- 3. 夏季賞与検討・情報収集
- 4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認
- 5. 夏に向けての準備
- 6. 健康診断の実施



1. 住民税の改定対応

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者へ、新年度の特別徴収税額の通知が今月中に到着します。今月の給与計算を終えた後、給与計算ソフトを利用している場合には、住民税額の変更をしておきましょう。

2. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課税されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

3. 夏季賞与検討・情報収集

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

4. 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

健康保険を協会けんぽで加入されている事業者にあつては、今月下旬より協会けんぽによる被扶養者資格の再確認が実施されます。

5. 夏に向けての準備

春の陽気から夏の暑さへと季節も移り変わりをむかえます。それぞれ早めの準備をしましょう。

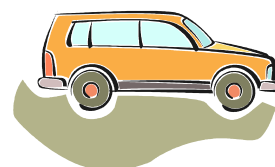
- ◆冷房器具などの点検
- ◆衣替えの準備
- ◆暑中見舞い、お中元の準備
- ◆秋から年末にかけての社内行事（慰安旅行や忘年会）の企画準備

6. 健康診断の実施

春の定期健康診断を実施する会社については、医師・診療機関との最終確認、受診漏れ者、追加者がいないかの確認は良いでしょうか？

当日やむを得ない事情で受診できない社員については、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診してもらうようにしましょう。

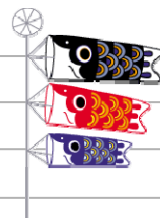
健康診断の結果は、事業所単位において常時50人以上の労働者を使用している場合、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。





2012.5

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	火	先勝	●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故〔1月～3月〕について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告
2	水	友引	
3	木	先負	憲法記念日
4	金	仏滅	みどりの日
5	土	大安	こどもの日 立夏
6	日	赤口	
7	月	先勝	
8	火	友引	
9	水	先負	
10	木	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	金	大安	
12	土	赤口	
13	日	先勝	
14	月	友引	
15	火	先負	
16	水	仏滅	
17	木	大安	
18	金	赤口	
19	土	先勝	
20	日	友引	
21	月	仏滅	小満
22	火	大安	
23	水	赤口	
24	木	先勝	
25	金	友引	
26	土	先負	
27	日	仏滅	
28	月	大安	
29	火	赤口	
30	水	先勝	
31	木	友引	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払（4月分）